

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

平成30年9月26日午後1時00分～午後5時55分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 平野警察署新庁舎の完成について

老朽化等により、平成25年10月から移転建替工事を行っていた「平野警察署新庁舎」が本年9月28日に完成し、新庁舎での業務を11月5日に開始する予定である。また、落成式については、11月27日に開催する予定である旨の報告があった。

(2) 東住吉警察署仮庁舎の完成について

東住吉警察署の現地建替え工事に伴い、平成30年5月から新築工事を行っていた仮庁舎が本年9月30日に完成し、10月15日から仮庁舎での業務を開始する予定である旨の報告があった。

(3) 指名手配被疑者捜査強化月間の実施について

11月1日から同月30日までの間、警察庁指定重要指名手配被疑者及び大阪府警察指定重要指名手配被疑者等の検挙を目的とした「指名手配被疑者捜査強化月間」を実施する旨の報告があった。

【委員発言】

○ 府民の安心感を向上させるためにも、指名手配被疑者の検挙に努めてもらいたい。

(4) 指名手配被疑者に係る私的懸賞金の運用開始について

本年8月12日、富田林警察署において発生した加重逃走事件被疑者「樋田淳也」について、9月18日から当府警OBの出資による私的懸賞金の運用を開始した旨の報告があった。

【委員発言】

○ 引き続き、被疑者の確保に向け、尽力願いたい。

(5) 第4四半期における交通死亡事故抑止対策の強化について

第4四半期に多発傾向にある高齢歩行者の交通死亡事故抑止に重点を置いた3Eの原則(交通安全教育・広報、交通指導取締り及び道路交通環境整備)に基づく諸対策を強化する旨の報告があった。

【委員発言】

○ 発生実態の分析による取組により、徐々に成果も出始めている。交通死亡事故等の抑止に資するためにも、府民の交通ルール、マナーの向上に努めてもらいたい。

(6) 御堂筋の道路空間再編に向けた社会実験の実施について

10月9日から同月22日までの間、御堂筋の車線減少に伴う交通影響等の確認、歩行者と自転車の通行空間の分離方法についての検証を目的として、大阪市が実施主体となる御堂筋の道路空間再編に向けた社会実験が実施される旨の報告があった。

(7) 第一回G20大阪サミット交通総量抑制連絡会の開催について

G20大阪サミット開催に伴う交通総量抑制対策を円滑に推進するため、10月4日にホテルプリムローズ大阪において標記連絡会を開催する旨の報告があった。

【委員発言】

○ 関係機関等の連携を進めるとともに、府民の理解と協力が得られるような分かりやすい情報提供にも配意願いたい。

(8) 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部副委員長らによる強要未遂・威力業務妨害事件の検挙について

警備部、港警察署等が、標記事件につき、9月18日、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部副委員長ら被疑者16人を検挙（通常逮捕）した旨の報告があった。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、70件の行政処分を決定した。

(2) 人事案件について

地方警務官の人事案件について報告があり、その内容に同意した。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に係る代行聴聞結果及び行政処分の決定について

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）に基づく行政処分1件（年少者接客業務従事禁止違反）について、審議の結果、飲食店営業の停止（停止期間6月）を決定した。

イ 風営法に基づく行政処分2件（客引き禁止違反）について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間3月）を決定した。

(4) 不服申立てに対する裁決について

ア 一般運転者に係る運転免許証交付処分に対する審査請求事案

一般運転者に係る運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案2件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法の基準に従い適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

イ 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

ウ 拾得物件の取扱いに対する審査請求事案

拾得物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは報労金を請求することができないとする処分を求めた審査請求事案1件について、審議の結果、本件拾得物件の取扱いに際し、行政不服審査法に規定する処分を行った事実は認められず不適法であることから却下とした。

(5) 処分取消請求控訴事件の確定に係る法務大臣への報告について

処分取消請求控訴事件の確定に係る法務大臣への報告について上申があり、可として決裁した。

(6) 交通規制の実施について

9月中に実施される車両通行止め、一方通行等77か所の交通規制について上申があり、可として決裁した。

(7) 意見要望の受理について

意見要望80件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

(1) 監察案件について

監察案件について報告があった。

(2) 交番襲撃事件に伴う地域部の対応について

交番襲撃事件に伴う地域部の対応について報告があった。

(3) 8月中の警察宛て苦情の受理及び処理結果結果について

8月中の警察宛ての苦情申出状況及び反省・教訓の認められた事案の概要について報告があった。

(4) 運転免許取消処分取消請求事件の終結について

大阪地方裁判所に提訴されていた運転免許取消処分取消請求事件について、原告が訴えを取り下げたことにより終結した旨の報告があった。

(5) 行政処分取消等請求控訴事件の終結について

大阪高等裁判所に控訴されていた行政処分取消等請求控訴事件の判決について報告があった。

(6) 運転免許取消処分取消等請求事件の処分量定について

運転免許取消処分取消等請求事件の処分量定について報告があった。

(7) 生活安全部主管に係る8月中の専決事務処理状況について

8月中における生活安全部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(8) 刑事部主管に係る8月中の専決事務処理状況について

8月中における刑事部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(9) 集団示威運動等に係る専決事務処理状況について

9月3日から9月17日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上